

1 - 4 - 1 普代村防災会議条例

平成 62 年 12 月 10 日普代村条例第 11 号

改正

平成 12 年 3 月 15 日条例第 7 号

平成 21 年 6 月 26 日条例第 16 号

平成 27 年 3 月 9 日条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき普代村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 普代村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 普代村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命するもの
 - (9) その他村長が特に必要と認めた者
- 6 前の委員は 35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、

関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 普代村防災会議条例（昭和 28 年普代村条例第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日条例第 7 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 2 日条例第 16 号）

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 9 日条例第 13 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条による改正後の普代村防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により最初に任命する委員の任期は同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 5 項第 7 号により任命する委員の任期と同様とする。

1 - 4 - 2 普代村防災会議の組織

(令和 6 年 3 月 15 日)

区分	職	委嘱・任命区分
会長	普代村長	
委員	三陸北部森林管理署久慈支署長	第 3 条第 5 項第 1 号
	三陸国道事務所久慈維持出張所	第 3 条第 5 項第 1 号
	県北広域振興局経営企画部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局農政部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局林務部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局水産部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局土木部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	久慈保健所長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北教育事務所長	第 3 条第 5 項第 2 号
	久慈警察署長	第 3 条第 5 項第 3 号
	久慈警察署普代駐在所長	第 3 条第 5 項第 3 号
	普代村副村長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村総務課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村政策推進室長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村税務出納課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村住民福祉課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村農林商工課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村観光振興室長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村建設水産課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村教育委員会教育長	第 3 条第 5 項第 5 号
	普代村教育委員会教育次長	第 3 条第 5 項第 5 号
	久慈広域連合消防本部消防長	第 3 条第 5 項第 6 号
	普代村消防団長	第 3 条第 5 項第 6 号
	普代郵便局長	第 3 条第 5 項第 7 号
	東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長	第 3 条第 5 項第 7 号
	東北電力ネットワーク株式会社久慈営業所長	第 3 条第 5 項第 7 号
三陸鉄道株式会社リアス線運行本部長	第 3 条第 5 項第 7 号	
普代村婦人消防協力隊長	第 3 条第 5 項第 8 号	

1-7-1 普代村における主な災害記録

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
M. 29. 6. 15	津波	流失倒壊家屋 258 戸・行方不明者 1,010 人
S. 8. 3. 3	〃	死傷者 95 人・住家流出 40 戸・非住家流出 20 戸 漁船(無動力) 流失 150 隻
S. 19. 3. 10	雪害	積雪量 150 c m~180 c m (被害の状況不詳)
S. 25. 7. 12	降雹突風	倒壊家屋 7 棟・秋作物収穫皆無
S. 27. 3. 23	雪害	死者 3 人
S. 33. 9. 22	水害	台風 22 号 床上・床下浸水
S. 36. 5. 29	三陸火災 (フェーン災害)	死者 1 人・傷者 1 人・全壊家屋 103 戸 林野焼失面積 2,000ha
S. 39. 2. 9	雪害	死者 1 人
S. 41. 1. 19	火災	死者 6 人・全焼家屋 1 戸
S. 41. 10. 13	水害 (集中豪雨)	死者 1 人・家屋の被害 2 戸 (全壊) (太田名部)
S. 42. 9. 21	水害 (集中豪雨)	消防団員の殉職者 1 名
S. 44. 4. 29	火災	林野火災焼失面積 300ha
S. 46. 4. 25	〃	1 日に 2 件 林野火災
S. 47. 5. 3	〃	1 日に 3 件 林野火災
S. 51. 3. 21	水害 (集中豪雨)	死者 1 人・床上浸水 21 戸・床下浸水 118 戸 国道決壊 4 ケ所・県道決壊 3 ケ所・村道決壊 27 ケ所 橋梁流出 3 ケ所・簡易水道切断 3 ケ所
S. 52. 4. 19	火災	鳥居地区林野火災 1,626a ・ 12,052 千円
S. 55. 8. 27 ~29	水災害	長雨による床上・床下浸水
S. 55. 12. 24	イブ災害 豪雨に伴う融雪 災害 高潮災害	水産関係 887,176 千円 漁港関係 8,000 千円 観光関係 9,000 千円 農業関係 737 千円 合計 904,913 千円
S. 56. 8. 23	暴風災害	台風 15 号による立ち木、家屋被害

S. 56. 9. 25 ～27	大雨災害	秋雨前線による豪雨災害 被害額 337,997 千円
発生年月日	災害名	災害内容
S. 57. 5. 21	大雨災害	床上浸水 1 戸・床下浸水 10 戸
S. 58. 3. 13	火災	茂市地区 住家 1 棟全焼・焼死者 1 名
S. 62. 1. 9	地震	道路崖崩れ 195,100 千円 非住家全壊 (2 棟) 2,500 千円 水道管破壊 (断水世帯 96 世帯) 700 千円 公共施設 (観光・集会・児童厚生・体育施設) 1,561 千円 乗用車破損 1,000 千円
S. 62. 5. 4	火災	鳥居地区林野火災 焼失面積 8,187a 損害額 8,357 千円
H. 2. 10. 26	風水害	低気圧の通過に伴う被害 (床上・床下浸水・風害・高潮) 被害額 211,250 千円
H. 3. 2. 17	高潮被害	低気圧の通過に伴う被害 高潮流入及び破損 非住家 12 棟 船舶被害 転覆 5 隻 沈没 6 隻
H. 3. 5. 1	火災	1 日 3 件 林野火災
H. 5. 12. 23	〃	宇留部地内車両火災 死者 1 人
H. 13. 9. 13	水害	村道 2 ヶ所決壊 被害額 4,000 千円
H. 14. 1. 27 ～28	風水害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 217,233 千円
H. 15. 3. 4	雪害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 3,300 千円
H. 16. 9. 30	土砂災害	台風 21 号通過に伴う災害 重傷者 1 名、住家半壊 1 棟、非住家全壊 1 棟
H. 18. 10. 6 ～ 9	風水害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 468,667 千円
H. 18. 12. 26 ～28	風水害	低気圧の通過に伴う被害 床上浸水 2 棟 床下浸水 22 棟 避難勧告に伴う避難 4 世帯 被害額 405,600 千円

発生年月日	災害名	災害内容
H. 21. 10. 8	水害	台風18号による大雨、暴風災害 道路被害15カ所、河川被害4カ所
H. 22. 12. 30 H. 23. 1. 2	高潮雪害	低気圧に伴う波浪被害、雪害 港湾被害 1カ所
H. 23. 3. 11	地震・津波	東日本大震災 人的被害（村内：行方不明者1名、村外：死者7名、 負傷者4名） 建物被害（非住家 全壊176棟） 漁船538隻、車両34台、養殖施設1,307台 被害総額 4,762,175千円
H. 23. 9. 21～22	水害	台風15号による大雨、洪水、暴風 道路被害5カ所、その他被害4カ所
H. 24. 9. 30～ 10. 1	風水害	台風による大雨、洪水、暴風、波浪、高潮 建物被害3棟（床下浸水） 道路被害1カ所、その他被害1カ所
H. 25. 10. 16	風水害	台風26号による大雨、洪水、暴風、波浪 建物被害1棟（一部損壊） 道路被害4カ所（倒木通行止）
H. 26. 2. 16～17	雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪 道路被害2カ所 ハウス被害9棟 被害総額 6,400千円
H. 27. 6. 27～28	水害	低気圧に伴う大雨 24時間雨量観測史上最大の343.5ミリを観測
H. 28. 1. 18～22	高潮雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪 港湾被害1カ所 漁船4隻、養殖施設5台 その他被害3カ所（電線切断等） 被害総額 8,990千円

